

事 務 連 絡  
平成20年 2 月 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について  
(イタリア産非加熱食肉製品)

標記については、平成19年3月30日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、検疫所のモニタリング検査において、下記のイタリアの製造者により製造された非加熱食肉製品からリステリア菌が検出されたことから、同事務連絡の別添1の1を別紙のとおり改正するので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしくをお願いします。

記

製造者名：NEGRINI SALUMI SPA  
工場番号：19 L

<違反事例>

品名：非加熱食肉製品 LARDO STESO  
輸入者：有限会社 フードライナー  
製造者名：NEGRINI SALUMI SPA (19 L)  
届出数量及び重量：6C/T、30.67kg  
検査結果：リステリア菌陽性  
届出先：神戸検疫所 食品監視第二課